第2 防火に関する規定

1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条の建築物の防火に関する規定には、次の法令等の規定のうち防火に関するものが含まれるものであること。

- (1) 建築基準法関係
 - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
 - イ 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)
 - ウ 東京都建築安全条例 (昭和25年東京都条例第89号)
- (2) 消防法関係
 - ア 消防法 (昭和23年法律第186号)
 - イ 消防法施行令 (昭和36年政令第37号)
 - ウ 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)
 - エ 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)
 - オ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)
 - 力 火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65条)
 - キ 火災予防条例施行規則(昭和37年東京都規則第100号)
 - ク 火災予防施行規程(昭和37年東京消防庁告示第17号)
- (3) 電気事業法関係
 - ア 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
 - イ 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)
- (4) 都市計画法関係
 - ア 都市計画法 (昭和43年法律第100号)
 - イ 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)
 - ウ 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)
- (5) 都市再開発法関係
 - ア 都市再開発法 (昭和44年法律第38号)
 - イ 都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係
 - ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号) 既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例(第23条)
 - イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)
 - ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項第1号の主務省令で定める安全 上及び防火上の基準(第13条)
 - エ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号)
 - (7) 階段の基準(第6条)
 - (4) 移動等円滑化経路等の基準(第10条)
 - (ウ) 共同住宅の基準(第11条)
- (7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係
 - ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
 - 計画の認定(第17条第3項第3号、第4号)
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第4号の国土交通省令で定める防火上の基準(第31条(第1項第2号除く。))
- (8) 労働基準法関係
 - ア 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

- イ 事業附属寄宿舎規程(昭和22年労働省令第7号)
 - (7) 第1種寄宿舎の位置、構造等(第7条、第9条、第10条)
 - (4) 第1種寄宿舎の避難階段の数(第11条)
 - (ウ) 第1種寄宿舎における階段通路等の表示、出入口構造等(第12条、第13条)
 - (エ) 第1種寄宿舎における警報設備及び消火設備(第13条の2、第14条)
 - (オ) 第1種寄宿舎における階段の構造及び廊下の構造(第17条、第18条)
- ウ 建設業附属寄宿舎規程(昭和42年労働省令第27号)
 - (7) 位置(第6条)
 - (4) 避難用階段等の数、表示及び出入口等(第8条~第10条)
 - (ウ) 警報設備及び消火設備(第11条、第12条)
 - (エ) 階段の構造、廊下の幅及び避難施設の照明(第13条、第14条、第15条)
- (9) 労働安全衛生法関係
 - ア 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - イ 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)
 - (7) 化学設備を設ける建築物の構造(第268条)
 - (4) 灰捨場の構造 (第292条)
 - (ウ) 危険物乾燥設備を有する建築物の構造(第293条)
 - (エ) アセチレン発生器室の位置及び構造 (第302条、第303条)
 - (オ) 移動式アセチレン溶接装置の格納室の構造 (第304条)
 - (カ) カーバイトのかすだめの構造(第307条)
 - (羊) ガス集合装置室の位置及び構造(第308条、第309条)
 - (ク) 危険物等の作業場における避難用出入口、直通階段、警報設備等(第546条~第549条)
 - (ケ) 貸与形式建築物における共用の避難用出入口、警報設備等(第670条、第671条)
 - ウ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)
 - (7) ボイラー室の区画及び出入口(第18条、第19条)
 - (4) ボイラーと可燃物との距離 (第21条)
 - 工 酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)
- (10) 医療法関係
 - ア 医療法 (昭和23年法律第205号)
 - イ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
 - (7) 病院及び診療所の構造及び設備(第16条)
 - (4) 助産所の構造及び設備(第17条)
 - (対) 診療用の放射線照射装置使用室、放射性同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造(第30条の6、第30条の8、第30条の9)
- (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係
 - ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
 - イ 薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号)
 - (7) 放射性医薬品を取り扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備(第1条)
 - (4) 放射性医薬品の製造所の構造及び設備(第9条)
- (12) 国際観光ホテル整備法関係
 - ア 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号)
 - イ 国際観光ホテル整備法施行規則(平成5年3月15日運輸省令第3号)
 - (7) 登録ホテルの避難設備、消火器等(第4条)
 - (4) 登録旅館の避難設備、消火器等(第17条)
- (13) 学校教育法関係
 - ア 学校教育法 (昭和22年法律第26号)
 - イ 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号) 園舎の階数及び構造(第8条)
- (14) 児童福祉法関係
 - ア 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
 - イ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第43号)

- (7) 児童福祉施設の非常災害対策(第20条)
- (4) 保育所の整備(第41条)
- ウ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第47号)
 - (7) 非常災害対策(第5条)
 - (4) 設備の基準(第14条)
- (15) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第 77号)
 - イ 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年東京都条例第122号)

園舎及び園庭(第7条)

ウ 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平 成26年東京都規則第151号)

設備の基準 (第5条)

- (16) 老人福祉法関係
 - ア 老人福祉法 (昭和38年法律第133号)
 - イ 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39条)
 - (7) 設備の基準 (第13条)
 - (4) 非常災害対策 (第28条)
 - ウ 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号) 設備の基準(第5条)
 - エ 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第40号)
 - (7) 設備の基準(第11条)
 - (4) 非常災害対策(第31条)
 - (ウ) ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準 (第36条)
 - (エ) 地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準(第46条)
 - (オ) ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準(第51条)
 - オ 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第44号)
 - (7) 設備の基準(第5条)
 - (4) ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準(第9条)
 - (ウ) 地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準(第12条)
 - (エ) ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準(第14条)
- (17) 社会福祉施設関係
 - ア 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第114号)
 - (7) 軽費老人ホームの設備の基準 (第11条)
 - (4) 都市型軽費老人ホームの設備の基準 (第12条)
 - (ウ) 軽費老人ホームA型の設備の基準(附則第7条)
 - (エ) 軽費老人ホームB型の設備の基準 (附則第14条)
 - イ 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第137号)
 - (7) 軽費老人ホームの設備の基準(第5条)
 - (4) 都市型軽費老人ホームの設備の基準(第12条)
 - (ウ) 軽費老人ホームA型の設備の基準 (附則第4条)
 - (エ) 軽費老人ホームB型の設備の基準 (附則第8条)
 - ウ 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第115号) 婦人保護施設の設備の基準(第8条)
 - エ 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第138号) 婦人保護施設の設備の基準(第3条)
- (18) 倉庫業法関係
 - ア 倉庫業法 (昭和31年法律第121号)
 - イ 倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)
 - 1類倉庫、2類倉庫、3類倉庫、貯蔵倉庫及び冷蔵倉庫の構造設備等(第3条、第3条の3、第3条

の4、第3条の5、第3条の6、第3条の9、第3条の11)

(19) 火薬類取締法関係

ア 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)

- イ 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)
 - (7) 製造施設の位置、構造、設備等(第4条)
 - (4) 火薬庫外において貯蔵する火薬類、がん具煙火等を貯蔵する場所の構造(第16条)
 - (ウ) 火薬庫の位置(第23条)
 - (エ) 地上式1級火薬庫の構造及び設備(第24条)
 - (オ) 地上覆十式1級火薬庫の構造及び設備(第24条の2)
 - (カ) 地中式1級火薬庫の構造及び設備(第25条)
 - (キ) 地下式1級火薬庫の構造及び設備(第25条の2)
 - (ク) 2級火薬庫の構造及び設備(第26条)
 - (ケ) 3級火薬庫の構造及び設備(第27条)
 - (コ) 水蓄火薬庫の構造及び設備(第27条の2)
 - (サ) 実包火薬庫の構造及び設備(第27条の4)
 - (ジ) 煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の構造及び設備(第28条、第29条)

(20) ガス事業法関係

ア ガス事業法 (昭和29年法律第51号)

イ ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成12年通商産業省令第111号)

(21) 高圧ガス保安法関係

ア 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)

イ 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)

第1種製造者及び第2種製造者の定置式製造設備である製造施設の位置及び設備(第6条、第7条、 第11条、第12条、第14条)

- ウ 一般高圧ガス保安規則 (昭和41年通商産業省令第53号)
 - (7) 定置式製造設備である製造施設の位置、構造及び設備等(第6条)
 - (4) 高圧ガス貯蔵所の位置、構造及び設備(第18条)
 - (ウ) 特定高圧ガスの消費施設の位置、構造及び設備(第55条)
- (22) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
 - ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)
 - イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)
 - (7) 貯蔵施設の技術上の基準(第11条、第14条)
 - (4) 供給設備の技術上の基準(第18条)
 - (ウ) 特定供給設備の技術上の基準(第53条)
 - ウ 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)
 - (7) 第1種製造設備における施設の位置、構造及び設備(第6条)
 - (4) 第2種製造設備における施設の位置、構造及び設備(第7条)
 - (ウ) スタンド製造施設の位置、構造及び設備(第8条)
 - 取売業者等における容器置場等の位置、構造及び設備(第41条)
 - (対) 貯槽により貯蔵する液化石油ガス貯蔵所の位置、技術上の基準(第19条、第23条)
 - (カ) 特定高圧ガスの消費施設の位置、構造及び設備(第53条)
- (23) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係
 - ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
 - イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)
 - ウ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号) 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造(第14条の7、第14条の 8、第14条の9、第14条の10、第14条の11)
- (24) 官公庁施設の建設等に関する法律関係

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)

庁舎の構造(第7条)

(25) 駐車場法関係

- ア 駐車場法 (昭和32年法律第106号)
- イ 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号) 避難施設及び防火区画(第10条、第11条)
- (26) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業 等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

療養介護に係る指定障害者福祉サービスの事業の非常災害対策(第70条)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害支援施設等の人員、 設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)

指定障害者支援施設等の非常災害対策 (第44条)

- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備 及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)
 - (7) 障害福祉サービス事業の非常災害対策(第8条、第50条、第55条、第61条、第70条、第85条、第88 条)
 - (4) 自立訓練事業所の構造(第58条第6項及び第7項)
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)
 - (7) 障害者支援施設の構造(第4条第2項及び第3項)
 - (4) 障害者支援施設の非常災害対策(第7条)
- カ 東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第46号) 非常災害対策(第18条)
- キ 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第45号)
 - (7) 構造設備(第5条)
 - (4) 非常災害対策(第16条)
- ク 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第50号) 福祉ホームの構造(第3条)
- (27) 石油パイプライン事業法関係
 - ア 石油パイプライン事業法 (昭和47年法律第105号)
 - イ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令(昭和47年運輸省・通商産業省・建設省・自治省令第2号)
- (28) 石油コンビナート等災害防止法関係
 - ア 石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号)
 - イ 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号)
 - ウ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和51年自治省令第17号)
- (29) 環境基本法関係
 - ア 環境基本法 (平成5年法律第91号)
 - イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) 自動車の出入口の制限(第79条)
- (30) 質屋営業法関係
 - ア 質屋営業法 (昭和25年法律第158号)
 - イ 質屋の質物保管設備の基準を定める規則(平成20年東京都公安委員会規則第1号) 保管設備の構造及び防火設備(第3条、第4条)
- (31) 介護保健法関係
 - ア 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第 111号)
 - (7) 指定短期入所生活介護事業所の設備(第150条)
 - (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備(第170条)
 - (ウ) 指定特定施設の設備(第219条)
 - (エ) 外部サービス利用型指定特定施設の設備(第241条)
 - イ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京

都規則第141号)

- (7) 指定短期入所生活介護事業所の設備の基準(第33条)
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準(第38条)
- (ウ) 指定特定施設の設備の基準(第58条)
- (エ) 外部サービス利用型指定特定施設の設備の基準 (第62条)
- ウ 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介 護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)
 - (7) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の整備(第132条)
 - (4) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準(第153条)
 - (ウ) 指定介護予防特定施設の設備(第205条)
- (エ) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設の整備(第229条)
- エ 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第142号)
 - (7) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準(第29条)
 - (イ) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準 (第34条)
 - (ウ) 指定介護予防特定施設の設備の基準 (第54条)
 - (エ) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設の設備の基準(第58条)
- オ 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に基準に関する条例(平成24年東京都条例 第42号)
 - (7) 構造設備の基準(第6条)
 - (4) 非常災害対策(第39条)
 - (ウ) ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準 (第45条)
- カ 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第46号)
 - (7) 構造設備の基準(第5条)
 - (4) ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準(第12条)
- キ 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)
 - (7) 設備(第5条)
 - (4) 非常災害対策(第39条)
 - (ウ) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備(第44条)
- ク 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規 則第45号)
 - (7) 指定介護老人福祉施設の設備(第4条)
 - (4) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準(第9条)
- (32) 屋外広告物法関係
 - ア 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号)
 - イ 東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)
 - ウ 東京都屋外広告物条例施行規則(昭和32年東京都規則第123号)
- (33) 震災対策関係

東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)

- (34) 生活保護法関係
 - ア 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第113号)
 - (7) 救護施設の設備の基準 (第11条)
 - (4) 更生施設の設備の基準 (第21条)
 - イ 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第136号) 救護施設の設備の基準(第3条)

2 消防同意の審査の範囲

法第7条に基づく消防同意の審査は次によること。

(1) 建築基準法関係の防火に関する規制内容及び規制条文は、別記1「建築基準法令上の防火に関する規定」によること。

なお、建基法第6条第4項(準用される場合を含む。)に基づく確認に対する消防同意時の審査事項は、 別記2「建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項」によること。

(2) 消防法関係については、すべての規定とすること。

3 その他

- (1) 各建築物の用途別の審査上の防火に関する規定は、別記3の「消防同意書類審査上必要な用途ごとの防火に関する規定」を参照のこと。
- (2) 従来(以下、第1節第2において、平成12年5月31日以前の建基法を「旧建基法」という。) は建基法 第6条第1項第1号から第3号建築物で建設大臣が指定した型式住宅と、建基法第6条第1項第4号に掲 げる建築物で建築士の設計に係るもの(以下「4号建築物」という。) については、建基法第2章関係の 単体規定の一部が審査を要しないこととされていた。

平成10年6月12日に「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」が公布(以下、第 1 節第2において「改正建基法」という。)され、「型式適合認定制度及び型式部材等製造者認証制度等 に関する部分」が、「建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第211号)」により、平成 12年6月1日から施行され、本改正により、確認検査の合理化を図るために「型式適合認定」制度及び「型式部材等製造者の認証」制度が設けられた。

この改正に伴い、建基法第93条第3項において、建基法第68条の20第1項(第68条の22第2項において 準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が第1項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用するとされていることから、消防同意の審査及び使用検査時において、認定に係る一連の規定(建基政令第136条の2の11に定める規定)、建基政令第10条第1項第3号及び同条第1項第4号の規定が審査及び検査の省略される規定とされた。

消防同意時及び使用検査時において審査及び検査が省略される規定と審査検査の対応については、別記4の「消防同意及び使用検査において審査・検査の省略対象となる規定と審査・検査の対応」を参照すること。

(3) 平成26年6月4日の「建築基準法の一部を改正する法律」の公布により、現行の建築基準法令が予想していないような新建築材料や新技術を対象に、特殊構造方法等認定を行える制度が創設され、平成27年6月1日に施行された。具体的には、従前削除されていた旧建基法第38条を改めて規定し、建築物の敷地、構造及び建築設備を定めた建基法第2章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物について、国土交通大臣がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認めた場合には適用されないものである。

消防同意の審査時には、本制度の適用の有無についても確認すること。

別記1

建築基準法令上の防火に関する規定

1 集団規定

- (1) 防火地域内、準防火地域内の建築物の構造規制及び外壁開口部の構造方法(建基法第61条、建基政令 136条の2、建安条例第7条の3)
- (2) 防火地域、準防火地域内の建築物の屋根の不燃規制(建基法第62条)
- (3) 防火地域内の建築物の屋上に設ける広告塔等の不燃規制(建基法第64条)
- (4) 総合的設計による一団地の建築物の取扱い(建基法第86条)

2 個別規定

- (1) 構造関係
 - ア 屋根の不燃規制 (建基法第22条、建基政令第109条の8)
 - イ 外壁の土塗壁と同等の防火構造規制(建基法第23条、建基政令第109条の9)
 - ウ 特殊建築物の外壁、軒裏の防火構造規制 (建安条例第11条の2)
 - エ 建築物の用途、規模による耐火建築物等とすべき構造規制(建基法第27条、建基政令第110条~第110 条の5、第115条の3、第115条の4、第116条、建安条例第10条の5、第16条、第29条、第38条、第73条)
 - オ 大規模木造建築物等の外壁、軒裏の防火規制、屋根の不燃規制(建基法第25条)
 - カ 大規模建築物の主要構造部等の構造規制 (建基法第21条、建基政令第109条の5~第109条の7)
 - キ 居室を3階以上の階に設ける場合の構造規制(建安条例第7条)
 - ク 共同住宅等の構造規制(建安条例第16条)
 - ケ 車庫等の外壁の規制(建安条例第31条、第33条)
 - コ 公衆浴場の浴室設置場所による耐火構造規制 (建安条例第38条)
 - サ 興行場等を避難階以外に設置する場合の耐火構造規制(建安条例第51条、第52条)
 - シ 隣地境界線に接する外壁(建基法第63条)
- (2) 防火区画、防火壁及び界壁関係
 - ア 面積による区画(建基法第36条、建基政令第112条、第128条の3、建安条例第73条の16)
 - イ 大規模の木造建築物の防火壁等(建基法第26条、建基政令第113条、第115条の2)
 - ウ 異種用途別の区画(建基法第36条、建基政令第112条、建安条例第30条、第38条)
 - エ 吹抜き等の竪穴区画 (建基法第36条、建基政令第112条)
 - オ 長屋、共同住宅等の界壁等の構造(建基法第36条、建基政令第114条)
 - カ 連続式店舗の区画 (建安条例第25条)
 - キ 興行場等の客席等の区画等(建安条例第41条、第48条~第52条)
- (3) 避難関係
 - ア 階段の幅員等の規制 (建基法第35条、第36条、建基政令第23条~第27条、第124条、建安条例第18条、 第45条、第73条の5)
 - イ 直通階段の設置(建基法第35条、第36条、建基政令第120条、第121条の2、建安条例第25条、第31条、 第33条、第73条の5、建築物バリアフリー条例第6条)
 - ウ 2以上の直通階段の設置(建基法第35条、建基政令第121条、建安条例第7条の2、第18条)
 - エ 避難階段、特別避難階段の設置(建基法第35条、第36条、建基政令第122条、建安条例第11条、第32 条、第51条、第73条の5)
 - オ 直通階段、避難階段、特別避難階段の構造(建基法第35条、第36条、建基政令第121条の2、第123条、 建安条例第18条、第45条、第73条、第73条の5、建築物バリアフリー条例第6条)
 - カ 屋外階段の構造(建基政令第121条の2)
 - キ らせん状の直通階段の禁止(建安条例第10条の7)
 - ク 廊下の幅員、行き止り廊下等の禁止、廊下の構造等(建基政令第119条、建安条例第10条の8、第20 条、第26条、第44条、第73条、建築物バリアフリー条例第10条)
 - ケ 屋外への出口等 (建基政令第125条、第125条の2、建安条例第5条、第8条、第10条の4、第13条、 第17条、第23条、第43条、第46条、第73条、バリアフリー条例第10条)
 - コ 興行場等の客席の構造(建基政令第118条、建安条例第47条)
 - サ 屋上広場等の規制 (建基政令第122条、第126条、建安条例第24条)

- シ 共同住宅等のバルコニー等の規制 (建安条例第19条、第37条、第73条)
- (4) 道路、通路関係
 - ア 敷地の接道の規制 (建基法第43条、建安条例第3条、第3条の2、第4条、第10条~第10条の3、第 22条、第33条、第41条)
 - イ 敷地内の通路、空地の規制(建基政令第128条、第128条の2、建安条例第19条、第37条、第42条、第73条)
 - ウ 道路内の建築物の構造等(建基法第44条、建基政令第145条)
- (5) 内装規制関係
 - ア 特殊建築物等の内装規制 (建基法第35条の2、建基政令第128条の3の2~第128条の5)
 - イ 各種学校の内装規制 (建安条例第15条)
 - ウ 病院等の内装規制 (建安条例第72条)
- (6) 用途ごとの形態、階数関係 小学校等の4階以上の規制(建安条例第12条)
- (7) 進入口、建築設備関係
 - ア 非常用の進入口及び非常用の昇降機の設置及び構造(建基法第34条、第35条、建基政令第126条の6、 第126条の7、第129条の13の2、第129条の13の3)
 - イ 排煙設備の設置及び構造(建基法第35条、建基政令第126条の2、第126条の3、建安条例第14条)
 - ウ 非常用の照明装置等の設置及び構造(建基法第35条、建基政令第126条の4、第126条の5、建安条例 第14条)
 - エ 電気設備及び避雷設備の基準 (建基法第32条、第33条、建基政令第129条の14、第129条の15)
 - オ 火気使用室等の構造設備(建基法第28条、建基政令第20条の3、建安条例第11条の3、第39条、第73 条の14)
 - カ 煙突の構造 (建基政令第115条)
 - キ 配管及び風道等の構造(建基政令第20条の2、第129条の2の4、第129条の2の5、建安条例第74条、第75条)
 - ク 冷却塔設備の構造 (建基政令第129条の2の6)
 - ケ エレベーター、小荷物専用昇降機等のかご及び昇降路出入口戸の不燃材料等(建基政令第129条の6、 第129条の7、第129条の9、第129条の11、第129条の13、建安条例第78条、第80条、第81条)
- (8) その他
 - ア 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制(建基政令第128条の3、建安条例第73条の2~第73条の11、第73条の14、第73条の15~第73条の20)
 - イ 中央管理室の設置、機能等(建基政令第20条の2、第126条の3、第129条の13の3)
- 3 その他
 - (1) 構造、材料、防火設備関係
 - ア 耐火構造 (建基法第2条第7号、建基政令第107条)
 - イ 準耐火構造 (建基法第2条第7号の2、建基政令第107条の2)
 - ウ 防火構造 (建基法第2条第8号、建基政令第108条)
 - エ 不燃材料 (建基法第2条第9号、建基政令第108条の2)
 - オ 防火戸その他の防火設備(建基法第2条第9号の2口、第61条、建基政令第109条、第110条の3、第 136条の2)
 - カ 遮炎性能に関する技術的基準 (建基政令第109条の2)
 - キ 窓その他の開口部を有しない居室等 (建基法第35条、第35条の2、第35条の3、建基政令第111条、 第116条の2、第128条の3の2)
 - ク 簡易な構造の建築物の規制(建基法第84条の2、建基政令第136条の9、第136条の10、第136条の11、 建安条例第34条)
 - (2) 耐火性能検証法 (建基法第2条第9号の2、イ、(2)、建基政令第108条の3)
 - (3) 防火区画検証法 (建基政令第108条の3)
 - (4) 区画避難安全検証法(建基政令第128条の6)
 - (5) 階避難安全検証法(建基政令第129条)
 - (6) 全館避難安全検証法 (建基政令第129条の2)
 - (7) 特殊の構造方法・建築材料(建基法第38条)

別記2

建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項

1 適用範囲

別表1から4までの取扱いは、法第7条の規定に基づき消防長又は消防署長が行う同意のうち、建基法第6条第4項(同法の他の規定により準用される場合を含む。)の規定により建築主事が行う確認をする場合又は建基法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関が確認を行う場合において、消防長又は消防署長に求められた消防同意について適用するものであること。

2 建基法及び建基政令

建基法及び建基政令については、これらの法令の防火に関する規定のうち、別表1に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

3 建安条例

建安条例については、同条例の防火に関する規定のうち、別表3に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

別表 1

建築基準法及び同施行令に係る審査事項

※審査の要否 ○:審査が必要なもの、-:審査の必要のないもの

						建築	物の	用途	区	分
審	査	事	項	関連条文	対特	非特定	官防火:	対象物	長	戸
田	.д.	7	78	(主なもの)	象防	等共以住	共同信	主宅等		建住
					物火	外宅	中高層	低 層	屋	宅
	建基法第 35 条 (敷地内の通		令第 128 条)	建基政令第 123 条 建基政令第 125 条	0	0	0	0	_	_
道の敷通と係内路	建基法第35条の2) (大規模な木内における通	:造等の建 路)		建基政令第107条 建基政令第109条 建基政令第109条の2 建基政令第109条の3 建基政令第109条の5	0	0	0	0		_
	建基法第 43 条 (敷地等と道)		<u>(</u>)	建基政令第 116 条の 2	0	0	0	0	0	_
	建基法第 44 条 (道路内の建	築制限)		建基政令第 145 条	-					_
	建基法第21条 (大規模の系 等)		主要構造部	建基政令第46条 建基政令第107条の2 建基政令第109条 建基政令第109条の2 建基政令第109条の3 建基政令第109条の4 建基政令第109条の6 建基政令第109条の6 建基政令第109条の7 建基政令第115条の2	0	0	0	0	0	_
	建基法第 23 条 (外壁)			建基政令第 109 条の 9	0	0	0	0	0	0
主要構造部の限	建基法第 25 条 (大規模の7 等)		勿等の外壁	建基政令第 108 条 建基政令第 109 条の 7 建基政令第 109 条の 8	0	0	0	0	0	0
	ない特殊建築	1等としな物)	ければなら	建基政令第107条 建基政令第107条の2 建基政令第109条 建基政令第109条の2 建基政令第110条の3 建基政令第110条の2 建基政令第110条の3 建基政令第110条の4 建基政令第110条の4 建基政令第115条の4 建基政令第116条	0	0	0	0		
	建基法第35条 (無窓の居室		造部)	建基政令第 107 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 111 条	0	0	_	_	_	_

	建基法第 61 条 (防火地域及び準防火地域内の建築 物)	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 3 建基政令第 136 条の 2	0	0	0	0	0	0
主要構造部の 構 造 制 限	建基法第63条 (隣地境界線に接する外壁)	建基政令第 107 条	0	0	0	0	0	0
屋根	建基法第22条 (防火地域及び準防火地域以外の 建築物の屋根の構造)	建基法第 24 条 建基政令第 109 条の 8	0	0	0	0	0	0
座似	建基法第62条 (防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根の構造)	建基政令第 136 条の 2 の 2	0	0	0	0	0	0
	建基法第 26 条 (防火壁等)	建基政令第 107 条 建基政令第 113 条 建基政令第 115 条の 2	0	0	0	0	0	_
	建基法第36条(建基政令第112条)(防火区画(面積区画))	建基法第 21 条 建基法第 27 条 建基法第 61 条 建基基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 3 建基政令第 110 条の 3 建基政令第 110 条の 3 建基政令第 110 条の 3 建基政令第 110 条の 3 建基政令第 115 条の 3 建基政令第 136 条の 2	0	0	0	0	0	
防火区	建基法第 36 条(建基政令第 112 条) (防火区画(竪穴区画))	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 136 条の 2	0	0	0	0	_	_
	建基法第36条(建基政令第112条)(防火区画(異種用途区画))	建基法第 27 条 建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 5 建基政令第 110 条 建基政令第 110 条 建基政令第 110 条の 2 建基政令第 110 条の 3	0	0	0	0	_	_
	建基法第36条 (建基政令第114条) (建築物の界壁、間仕切壁及び隔 壁)	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 112 条	0	0	0	0	0	_

廊下	建基法第35条(建基政令第119条) (廊下の幅)		0		0	0	_	_
, , ,	建基法第 35 条 (建基政令第 120 条)	建基政令第 107 条						
	(直通階段の設置)	建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 116 条の 2	0	0	0	0	_	_
	建基法第35条 (建基政令第121条) (2以上の直通階段を設ける場 合)	建基政令第107条 建基政令第107条の2 建基政令第108条の2 建基政令第123条	0	0	0	0	_	_
	建基法第35条 (建基政令第121条 の2) (屋外階段の構造)	建基政令第107条の2	0	0	0	0	_	_
階 段	建基法第35条 (建基政令第122条) (避難階段の設置)	建基政令第 123 条 建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 112 条 建基政令第 126 条	0	0	0	0	_	_
	建基法第35条(建基政令第124条) (物品販売業を営む店舗における 避難階段等の幅)	建基政令第 123 条 建基政令第 126 条	0					
	建基法第36条 (建基政令第23条) (階段及びその踊場の幅並びに階 段のけあげ及び踏面の寸法)	建基政令第 120 条 建基政令第 121 条	0	0	0	0	_	_
	建基法第36条(建基政令第24条) (踊場の位置及び踏面)		0	0	_	_	_	_
	建基法第36条(建基政令第25条) (階段及びその踊場の手すり)		_	_	_	_	_	_
	建基法第36条(建基政令第26条) (階段に代わる傾斜路)		_	_	_	_	_	_
	建基法第35条 (建基政令第118条) (客席からの出口の戸)		0	_				
出入口	建基法第35条(建基政令第125条) (屋外への出口)	建基政令第 120 条 建基政令第 124 条	0	0	_	_	_	_
	建基法第35条(建基政令第125条の2) (屋外への出口等の施錠装置の構造等)	建基政令第 123 条	0	0	_	_	_	_
屋上広場	建基法第35条(建基政令第126条) (屋上広場等)		0	0	0	_	_	_
内装制限	建基法第35条の2 (特殊建築物等の内装)	建基政令第 128 条の 3 の 2 建基政令第 128 条の 4 建基政令第 128 条の 5	0	0	0	_	_	_
非常用の昇降機	建基法第34条2項 (非常用の昇降機)	建基政令第129条の6 建基政令第129条の7 建基政令第129条の13 の2 建基政令第129条の13 の3	0	0	0	_	_	_

排!	煙 設	備	建基法第 35 条 (建基政令第 126 条の 2) (排煙設備の設置)	建基政令第 126 条の 3 建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 112 条 建基政令第 115 条 建基政令第 116 条の 2 建基政令第 129 条の 2 の 4	0	0	0	_		_
非の装	常照	用明置		建基政令第 126 条の 5 建基政令第 116 条の 2	0	0	0	_	1	_
	常 用 入		建基法第 35 条 (建基政令第 126 条 の 6) (非常用の進入口の設置)	建基政令第 126 条の7 建基政令第 129 条の 13 の 2	0	0	0	0	0	0
地	下	街	建基法第35条(建基政令第128条の3) (地下街)	建基政令第 23 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 112 条 建基政令第 126 条の 2 建基政令第 126 条の 3 建基政令第 126 条の 4 建基政令第 126 条の 5 建基政令第 129 条の 2 の 4	0					
簡構建	易造築	なの物	(簡易な構造の建築物に対する制	建基政令第 136 条の 9 建基政令第 136 条の 10	0	0				
そ	の	他	建基法第 40 条(建安条例附加)		別表31	こよる				

〔備 考〕

- 1 「特定防火対象物」とは、建築物であって法第17条の2の5第2項第4号に定める防火対象物をいう。
- 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって政令別表第1に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外の ものをいう。
- 3 「共同住宅等」とは、建築物であって政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物をいう。
- 4 「共同住宅等以外」とは、非特定防火対象物のうち、「共同住宅等」以外のものをいう。
- 5 共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が3を超えるものをいう。
- 6 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が3以下のものをいう。
- 7 「長屋」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋をいう。
- 8 「戸建住宅」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物のいずれにも属さない戸建ての住宅をいう。
- 9 関連条文は、審査事項を審査するうえで必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、審査事項によっては、これらの規定以外の規定が必要な場合もある。

別表 2

各種検証法により適用除外となる条文(建基政令)

各種検証法	適用除外となる条文
	建基政令第 112 条第 1 項、第 3 項、第 7 項から第 11 項まで及び第 16 項から第 21 項まで 建基政令第 114 条第 1 項及び第 2 項 建基政令第 117 条第 2 項 建基政令第 120 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項
	建基政令第 121 条第 2 項 建基政令第 122 条第 1 項 建基政令第 123 条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 7 号
耐火性能検証法	建基政令第 123 条第 3 項第 3 号、第 6 号及び第 11 号 建基政令第 123 条の 2 建基政令第 126 条の 2 建基政令第 128 条の 4 第 1 項及び第 4 項
	建基政令第 128 条の 5 第 1 項及び第 4 項 建基政令第 129 条第 1 項 建基政令第 129 条の 2 第 1 項
	建基政令第 129 条の 2 の 4 第 1 項 建基政令第 129 条の 13 の 2 建基政令第 129 条の 13 の 3 第 3 項及び第 4 項 建基政令第 137 条の 14 並びに第 145 条第 1 項第 1 号及び第 2 項
	建基政令第 112 条第 1 項、第 7 項から第 11 項まで、第 16 項、第 18 項、第 19 項及び第 21 項 建基政令第 122 条第 1 項 建基政令第 123 条第 1 項及び第 3 項 建基政令第 126 条の 2
防火区画検証法	建基政令第 128 条の 5 第 1 項及び第 4 項 建基政令第 129 条の 2 の 4 第 1 項 建基政令第 129 条の 13 の 2 建基政令第 129 条の 13 の 3 第 3 項及び第 137 条の 14
区画避難安全検証法	建基政令第 126 条の 2 建基政令第 126 条の 3 建基政令第 126 条の 5 (第 2 項、第 6 項及び第 7 項並びに階段に係る部分を除く。)
階避難安全検証法	建基政令第 119 条 建基政令第 120 条 建基政令第 123 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 10 号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第 12 号 建基政令第 124 条第 1 項第 2 号 建基政令第 126 条の 2 建基政令第 126 条の 3 建基政令第 128 条の 5 (第 2 項、第 6 項及び第 7 項並びに階段に係る部分を除く。)
全館避難安全	建基政令第 112 条第 7 項、第 11 項から第 13 項まで及び第 18 項 建基政令第 119 条 建基政令第 120 条 建基政令第 123 条第 1 項第 1 号及び第 6 号、第 2 項第 2 号並びに第 3 項第 1 号から第 3 号まで、 第 10 号及び第 12 号
検 証 法	建基政令第 124 条第 1 項 建基政令第 125 条第 1 項及び第 3 項 建基政令第 126 条の 2 建基政令第 126 条の 3 建基政令第 128 条の 5 (第 2 項、第 6 項及び第 7 項並びに階段に係る部分を除く。)

別表 3

東京都建築安全条例等に係る審査事項

1 東京都建築安全条例 ※審査の要否 ○:審査が必要なもの、-:審査の必要のないもの

					建			金 区 分	
	審	査	事項	特定防火		寺定防火対			
	'н	<u></u>	7	対象物	共同住宅		主宅等	長 屋	戸建住宅
					等以外	中高層	低層	_	-
	敷	第 3 条	路地状敷地の形態	0	0	0	0	0	0
	地	第3条の2		0	0	0	0	0	0
_	道	第 4 条	建築物の敷地と道路 との関係	0	0	0	0	0	0
般建	路	第 5 条	長屋の主要な出入口 と道路との関係	0	0	0	0	0	
築	防	第 7 条	3階以上の階に設け る居室	0	0	0	0	0	0
物	災	第7条の2	避難施設の設置	0					
	構	第7条の3		0	0	0	0	0	0
	造	第 8 条	直通階段からの避難 経路	0	0	0	0	_	_
		第 1 0 条	路地状敷地の制限	0	0	0	0	_	_
		第 10 条の2	前面道路の幅員	0	0	0	0	_	_
	敷 地 • 道	第 10 条の3	道路に接する部分の 長さ	0	0	0	0	_	_
		第 10 条の4	避難階における直通 階段からの出口等	0	0	0	0		
	路	第 10 条の 5	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	0	0	0	0		
	階段	第 10 条の8	行き止まり廊下等の 禁止	0	0	0	0		
特殊	等	第 1 1 条	特別避難階段等の 設置	0	0	0	_		
建			外壁等の防火構造	0	0	0	0	0	0
築		第 11 条の3	階段下の火を使用 する室の禁止	0	0	0	0	_	_
物		第 1 2 条	4 階以上に設ける 教室等の禁止	0	0				
	学	第 1 3 条		0	0				
	校	第 1 4 条	排煙設備及び非常用 の照明装置の設置	0	0				
		第 1 5 条	内装制限	0	0				
	共	第 1 6 条	共同住宅等の構造	0	0	0	0		
	共同住宅等	第 1 7 条	共同住宅等の主要な 出入口と道路	0	0	0	0		
	等	第 1 8 条	2以上の直通階段の 設置及び構造	0	0	0	0		

※審査の要否 ○:審査が必要なもの、-:審査の必要のないもの

			/•\ I	新宜の安召 ○:番	1 1 1 2 2 2		築物の		区 分	
							衆 物 の		스 刀 	
	審	查		事 項	特定防火	共同住宅			E E	三进分之
					対象物				長 屋	戸建住宅
					V1 SV 40	等以外	中 尚 僧	低層		
	共同住	第 19	条	共同住宅等の居室	0	0	0	0		
	住宅等	第 20	条	廊下の構造	0	0	0	0		
	物	第 22	条	敷地と道路との関係	0					
	物品販売店舗	第 23	条	出入口	0					
	店舗・	第 24	条	屋上広場	0					
	飲食店	第 25	条	連続式店舗の構造	0					
	店	第 26	条	連続式店舗の廊下	0					
	自	第 29	条	耐火建築物としなけ ればならない自動車 車庫等	0	0	0	0	0	0
	動	第 30	条	他の用途部分との 区画	0	0	0	0	0	0
特	車車	第 31	条	一般構造及び設備	0	0	0	0	0	0
殊	庫等	第 32	条	大規模の自動車車庫 又は自動車駐車場の 構造及び設備	0	0	0	0	0	_
建	寺	第 33	条	屋上を自動車の駐車 の用に供する建築物	0	0	0	0	0	_
築	ホテル等	第 37	条	簡易宿所の宿泊室	0	0	0	0		
物	公衆	第 38	条	耐火建築物としなけれ ばならない公衆浴場	0	0	0	0		
	衆浴場	第 39	条	ボイラー室等の構造	0	0	0	0		
		第 41	条	敷地と道路との関係	0	0	0	0		
		第 42	条	前面空地	0	0	0	0		
		第 43	条	客席部の出入口	0	0	0	0		
	興	第 44	条	客用の廊下	0	0	0	0		
	行場	第 45	条	階段の構造	0	0	0	0		
	等	第 46	条	屋外へ通ずる出入口 等	0	0	0	0		
		第 47	条	客席内の構造	0	0	0	0		
		第 48	条	客席部と舞台部との 区画	0	0	0	0		
		第 49	条	客席とその他の部 分との区画	0	0	0	0		

※審査の要否 ○:審査が必要なもの、-:審査の必要のないもの

		ж. н. т.	グライ ○:番鱼が	2 % 6 0	建	区 分			
				at the second		築 物 の		- 73	
	審	查	事 項	特定防火	共同住宅	共同住		長 屋	戸建住宅
				対象 物	等以外	中高層	低層		7 7212 0
特	興行	第 5 0 条	舞台と舞台部の各室 との区画等	0	0	0	0		
殊建	場 等	第 5 1 条	主階が避難階以外にある興行場等	0	0	0	0		
築	その	第 72 条	病院等の内装	0	0	0	0		
物	他	第 73 条		0	0	0	0		
		第 73 条の3	地下街に設けては ならない施設	0	0	0	0		
		第 73 条の4	地下の構えと地下道 との関係	0	0	0	0		
		第 73 条の 5	地下道の直通階段	0	0	0	0		
	地	第 73 条の 6	地下の構えの防火区画	0	0	0	0		
	下	第 73 条の7	地下の構えの各部分 から地下道等までの 歩行距離	0	0	0	0		
地	1	第 73 条の8	専用直通階段	0	0	0	0		
70	街	第 73 条の 9	地下街と他の地下 工作物等との区画	0	0	0	0		
下		第 73 条の 10	店舗に接する地下道 及び出入口階段 ホール	0	0	0	0		
街		第 73 条の 11	地下道の直通階段に 接する出入口の禁止	0	0				
等		第 73 条の 14		0	0	0	0		
	地下の	第 73 条の 15	こ地下坦この関係	0	0	0	0		
	部に分通	第 73 条の 16	建築物の地下の部分 と地下道との区画	0	0	0	0		
	する	第 73 条の 17		0	0	0	0		
	建築物の	第 73 条の 18	建築物の地下の部分 における地下街の規 定の準用	0	0	0	0		
	その	第 73 条の 19	専用直通階段の設置	0	0	0	0		
	他	第 73 条の 20		0	0	0	0		
		第 74 条	耐火構造等を貫通する建築設備	0	0	0	0	0	0
	建築	第 7 5 条	風道	0	0	0	0	_	_
	設	第 78条	共同住宅に設けるエレベーターの構造	0	0	0	0		
,	備	第 8 0 条	似主守	0	0	0	0	_	_
		第 8 1 条	エスカレーターの 吹き抜き	0	0	0	0		

2 建築物バリアフリー条例 ※審査の要否 ○:審査が必要なもの、-:審査の必要のないもの

								建	築物の	用途	区 分	
	審		査		事 項		#+: / -> 7 - . [.	非4	特定防火対象	物		
	田		д.		事 久		特定防火	共同住宅	共同住	:宅等	長 屋	戸建住宅
							対象物	等以外	中高層	低層		
特殊	配にませる。	第	6	条	階段		0	0				
建築	要なび高	第	1 0	条	移動等円滑化経	路等	0	0				
物	る齢者に	第	1 1	条	共同住宅				0	0		

〔備 考〕

- 1 「特定防火対象物」とは、建築物であって法第17条の2の5第2項第4号に定める防火対象物をいう。
- 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって政令別表第1に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以 外のものをいう。
- 3 「共同住宅等」とは、建築物であって政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物をいう。
- 4 「共同住宅等以外」とは、非特定防火対象物のうち、「共同住宅等」以外のものをいう。
- 5 共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が3を超えるものをいう。
- 6 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が3以下のものをいう。
- 7 「長屋」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋をいう。
- 8 「戸建住宅」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物のいずれにも属さない戸建ての住宅をいう。
- 9 関連条文は、審査事項を審査するうえで必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、審査事項によっては、これらの規定以外の規定が必要な場合もある。

別表 4

各種検証法により適用除外となる条文(建安条例)

各種検証法	適用除外となる条文
階避難安全検証法	建安条例第12条(小学校に限る。) 建安条例第13条(小学校に限る。) 建安条例第14条第1項 建安条例第15条(専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。) 建安条例第20条(建安条例第73条第1項の規定により準用する場合を含む。) 建安条例第25条第2号 建安条例第26条 建安条例第43条第1号から第4号まで 建安条例第44条 建安条例第44条 建安条例第48条 建安条例第49条 建安条例第49条
全館避難安全検証 法	建安条例第10条の4第1項 建安条例第10条の8 建安条例第11条 建安条例第12条(小学校に限る。) 建安条例第13条(小学校に限る。) 建安条例第15条(専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。) 建安条例第20条(建安条例第73条第1項の規定により準用する場合を含む。) 建安条例第25条第2号 建安条例第26条 建安条例第46条 建安条例第46条 建安条例第48条 建安条例第48条1号及び第2号 建安条例第46条第1項第3号及び第4号 建安条例第47条第1項 建安条例第48条 建安条例第50条第2項 建安条例第50条第2項 建安条例第51条第2号から第4号まで 建安条例第51条第2号から第4号まで 建安条例第51条第2号から第4号まで

第 21 条・・・・・・・・21 第21条第1項・・・・・・21①

凡例

第21条第1項第1号・・・・・21①-

第21条第1項第1号イ・・・・21①一イ

消防同意書類審査上必要な用途ごとの防火に関する規定

用途別	建基法	建基政令	建安条例	その他の政令
用途にかかわらず 一般に共通する事 項	21①②、22①、23、25、26、28②③④、32、33、34、35、35 Ø 2、35 Ø 3、36、38、43、44、61、62、63、64、65、86①②③④	20 の 2 、 20 の 3 、 23 、 25 、 26 、 27 、 70 、 107 、 107 の 2 、 108 108 の 2 、 108 の 3 、 109 109 の 2 、 109 の 3 、 109 の 5 、 109 の 6 、 109 の 7 、 109 の 8 、 109 の 9 、 110 、 110 の 2 、 110 の 3 、 111 、 112 、 113 、 114349 の 115 、 115 の 2 、 117 、 119 、 120 、 121 ① 六② ③ 、 121 の 2 、 122 ① 、 123 、 125 ① 、 125 ① 2 、 126 の 2 、 126 の 3 、 126 の 4 、 126 の 5 、 126 の 6 、 126 の 7 、 127 、 128 、 128 の 2 、 128 の 3 の 2 、 128 の 4 、 128 の 5 ④ ⑤ ⑦ 、 129 の 129 の 2 、 129 の 2 の 2 、 129 の 2 0	の5、8の6、8の19、10の5、	ポ圧安衛則18、19、21 高ガ保則12、62、63、64 液化ガ則 6、8 液化ガ保則 9、10、11 放射令12、13、14、15、16、17 官公施法 7 質屋保管則 3、4
建安条例の特殊建 築物共通事項			9, 10, 10 0 2, 10 0 3, 10 0 7, 10 0 8, 11, 11 0 2, 11 0 3	
劇場、映画館、演 芸場、観覧場、公 会堂、集会場	27①	24、118、121① $-$ ②③、121 \mathcal{O} 2、125②、126 \mathcal{O} 2、126 \mathcal{O} 3、126 \mathcal{O} 4、126 \mathcal{O} 5、128 \mathcal{O} 4 ① $-$ 三、128 \mathcal{O} 5 ①③		建築物バリアフリー条例3、6、 10
キャバレー、カフ ェー、バー、ナイ トクラブ	27①	120①②、121①三イ、121 の 2、 128 の 4 ①一三、128 の 5 ①③	702,1004,1008,1102	
個室付浴場業その 他の客の性的好奇 心に応じてその客 に接触する役務を 提供する営業を営 む施設、ヌードス タジオその他	27①	120①②、121①三ロハニホ、121の2		

能2	
防火に関する規定	第2章第1節

用途別	建基法	建基政令	建安条例	その他の政令
これに類する興行場 (劇場、映画館又は 演芸場に該当するも のを除く。)、専ら異				
性を同伴する客の休 憩の用に供する施 設、店舗型電話異性				
紹介営業その他これ に類する営業を営む 店舗				
舞踏場、遊技場	27①	120①②、121 \mathcal{O} 2、128 \mathcal{O} 4① $-\Xi$ 、128 \mathcal{O} 5 ①③	702, 1004, 1008, 11, 110	
待合、料理店、飲 食店	27①	120①②、121 \mathcal{O} 2、128 \mathcal{O} 4 ①一三、128 \mathcal{O} 5 ①③	702, 1004, 1008, 11, 110 2, 22	建築物バリアフリー条例3、6、 10
床面積の合計が 1,500 ㎡を超える 物品販売店舗	27①	23①、24①、120①②、121①—②③、121 \mathcal{O} 2、122②③、124、125③④、128 \mathcal{O} 4 ①—三、128 \mathcal{O} 5 ①③	10 Ø 4 、10 Ø 8 、11 Ø 2 、22、23、 25、26	建築物バリアフリー条例3、6、 10
物品販売店舗 (床 面積が 10 ㎡を超え るもの)	27①	120①②、121 の 2、128 の 4 ①一三、128 の 5 ①③	10 0 4 10 0 8 11 0 2 22 23	建築物バリアフリー条例3、6、 10
マーケット	27①	114②、120①②、121 \mathcal{O} 2、128 \mathcal{O} 4 ① $-\Xi$ 、128 \mathcal{O} 5 ①③	10 Ø 4 、10 Ø 8 、11 Ø 2 、22、23、 26	建築物バリアフリー条例3、6、 10
百 貨 店	27①	$120 \oplus 2$, $121 \oplus -23$, $121 \oslash 2$, $122 \oplus 3$, 124 , $126 \oplus 2$, $128 \oslash 4 \oplus -\Xi$, $128 \oslash 5 \oplus 3$	10 Ø 4 、10 Ø 8 、11 Ø 2 、22、23、 24	建築物バリアフリー条例3、6、 10
連続式店舗	物品販売店舗と同じ	物品販売店舗と同じ	25、26	建築物バリアフリー条例3、6、 10
展示場	27①	128 の4①一三、128 の5①③	10 04 10 08 11 02	建築物バリアフリー条例3、6、 10
旅館、ホテル	27①	$110 \ \mathcal{O} \ 4$ 、 $110 \ \mathcal{O} \ 5$ 、 $114 \ \mathbb{Q}$ 、 $120 \ \mathbb{Q}$ ② 、 $121 \ \mathbb{Q} \ \Xi$ $2 \ \mathbb{Q}$ ③ 、 $121 \ \mathcal{O} \ 2$ 、 $128 \ \mathcal{O} \ 4 \ \mathbb{Q} - \mathbb{Z}$ 、 $128 \ \mathcal{O} \ 5 \ \mathbb{Q}$ ③	10の4、10の5、10の8、11、11の 2、37、73の3一(簡易宿所を含 む。)	
共同住宅	27①	110 \mathcal{O} 4 、110 \mathcal{O} 5 、114①、120①③④、121① \pm ②③、121 \mathcal{O} 2 、123 \mathcal{O} 2 、128 \mathcal{O} 4 ① $-\Xi$ 、128 \mathcal{O} 5 ①③	11、11 Ø 2、16、17、18、19、20、73 Ø 3 一、78	建築物バリアフリー条例3、11

用途別	建基法	建基政令	建安条例	その他の政令
寄 宿 舎	27①	110 の 4、110 の 5、114②、120①②、121①五 ②③、121 の 2、128 の 4 ①一三、128 の 5 ①③	11, 11 \(\mathcal{O} 2\), 16, 17, 18, 19, 20, 21, 73 \(\mathcal{O} 3 - \)	
下宿	27①	110 の 4 、110 の 5 、114②、120①②、121①五 ②③、121 の 2	11, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 73 \mathcal{O} 3 $-$	
病院	27①	$\begin{array}{c} 110 \ \mathcal{O} \ 4 \ , \ 110 \ \mathcal{O} \ 5 \ , \ 114 \ 2 \ , \ 120 \ 2 \ 3 \ , \ 121 \ 128 \ \mathcal{O} \\ = \ 2 \ 3 \ , \ 121 \ \mathcal{O} \ 2 \ , \ 126 \ \mathcal{O} \ 4 \ , \ 126 \ \mathcal{O} \ 5 \ , \ 128 \ \mathcal{O} \\ 4 \ 1 - = \ , \ 128 \ \mathcal{O} \ 5 \ 3 \ 3 \end{array}$	$10 \mathcal{O} 4$, $10 \mathcal{O} 5$, $10 \mathcal{O} 8$, 11 , $11 \mathcal{O}$ 2 , 72 , $73 \mathcal{O} 3 \Box$	医療則 30 の6、30 の8 建築物バリアフリー条例3、6、 10
診療所	27①	$110 \mathcal{O} 4$, $110 \mathcal{O} 5$, $114 \mathcal{Q}$, $120 \mathcal{Q}$, $121 \mathcal{Q} \Xi$ $\mathcal{Q} \mathcal{Q}$, $121 \mathcal{O} \mathcal{Q}$, $126 \mathcal{O} \mathcal{A}$, $126 \mathcal{O} \mathcal{S}$, $128 \mathcal{O} \mathcal{A} \mathcal{Q}$ $-\Xi$, $128 \mathcal{O} \mathcal{S} \mathcal{Q} \mathcal{Q}$	10の4、10の5、10の8、11、 11の2、72、73の3二(患者の収容 施設のないものを除く。)	建築物バリアフリー条例3、6、 10
児童福祉施設等	27①	110 の4、110 の5、114 の2、121①四②③、121 の2、128 の4①一三、128 の5①③	10 0 4 10 0 5 10 0 8 11 11 0 2 73	幼設基8 児童施条例 20、41 幼保例 7 幼保 条則 5 児童を条例 13、28 養老本条則 5 特養老本条則 5、9、12、14 地大養老本条例 11、31、36、46、51 特養老本本条例 18 福本条例 5、16 福居 サ 条 例 150、170、219、241 指居 サ 条 則 35、40、60、64 指介 予 サ 条 則 31、36、56、60 保施条則 3 軽老条則 5、11 婦老条則 5、11 婦と条 例 8 婦保条則 3 个老保施条則 5、12 指角 分 表 例 8 婦保条則 3 介 之 保 施 条 則 5、12 指介 之 12 指介 之 12 保 21 保 21 保 21 保 21 保 21 保 21 保 21 保

能公	
防火に関	第2:
する規定	草第一
ᆁ	烜

用途別	建基法	建基政令	建安条例	その他の政令
学校、体育館(学校)	27①	24、114②③⑤、119、126 Ø 3、126 Ø 4、 126 Ø 5	$10 \mathcal{O} 8 , 11 \mathcal{O} 2 , 12 , 13 , 14 , 15 , \\ 73 \mathcal{O} 3 \Box$	建築物バリアフリー条例3、6、 10
博物館、美術館、 ボウリング場、ス キー場、スケート 場、水泳場、スポ ーツ練習場	27①	128の4①一三、128の5①③	1004,1008,1102	建築物バリアフリー条例3、6、 10
公衆浴場	27①	120①②、121①三口(個室付浴場業)、 128の4①一三、128の5①③	10 0 4 , 38, 39	公浴例3、4 建築物バリアフリー条例3、6、 10
自動車車庫、自動車車場、自動車場、自動車場、自動車機、自動車を開場、自動車ター・アントン・アー等の営業所		(車庫、修理場のみ) 128の4①二、128の5②	29、30、31 四五 (車庫、駐車場のみ) 32、33、34	建築物バリアフリー条例3、6、 10
工場、作業場			73の3三	
倉 庫	272-3-			火薬取則4、16、23、24、24の 2、25、26、27、27の2、27の 4、28、29
危険物貯蔵所等	27③二		73の3五	労安衛則 547、548、549
体 育 館	27①		10 0 4 10 0 8	建築物バリアフリー条例3、6、 10
地下街、地下建築物		(地下街のみ) 126の3十一、128の3、128の4①三、128の 5③	73 Ø 2 、73 Ø 3 、73 Ø 4 、73 Ø 5 、73 Ø 6 、73 Ø 7 、73 Ø 8 、73 Ø 9 、73 Ø 10、73 Ø 11、73 Ø 14、73 Ø 15、73 Ø 16、73 Ø 17、73 Ø 18、73 Ø 19、73 Ø 20	
映画スタジオ、テ レビスタジオ	27①	128の4①一三、128の5①③⑦		
長 屋		114①⑤	5, 7, 73 Ø 3 —	
住宅		128 Ø 4 ④、128 Ø 5 ⑥⑦	7、73の3一	

「略称例〕

ボ 圧 安 衛 則 : ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号) 指介予サ条則 : 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 高 ガ 保 則 : 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関 液 化 ガ 則 : 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 する条例施行規則(平成24年東京都規則第142号) (平成9年通商産業省令第11号) 保 施 条 例 : 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 液 化 ガ 保 則 : 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号) (平成24年東京都条例第113号) 保 施 条 則 : 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 放射 ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令 (昭和 35 年政令第 259 号) (平成24年東京都規則第136号) 官 公 施 法 : 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号) 軽 老 条 例 : 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 質 屋 保 管 則 : 質屋の質物保管設備の基準を定める規則 (平成24年東京都条例第114号) 軽 老 条 則 : 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (昭和31年東京都公安委員会規則第3号) 則 : 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) (平成24年東京都規則第137号) 児 童 施 条 例 : 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 婦 保 条 例 : 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第43号) (平成24年東京都条例第115号) 児 童 施 条 則 : 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 婦 保 条 則 : 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (平成24年東京都規則第47号) (平成24年東京都規則第138号) 養 老 ホ 条 例 : 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 介 保 : 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する (平成24年東京都条例第39号) 条 条例(平成24年東京都条例第42号) 養 老 ホ 条 則 : 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 介 老 保 : 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する (平成24年東京都規則第43号) 施 即 条例施行規則(平成24年東京都規則第46号) 条 老: 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 指 介 老 福 : 東京都指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営の基準に関する条例 ホ 条 (平成24年東京都条例第40号) 条 (平成24年東京都条例第41号) 特 養 老 : 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 指 介 老 福 : 東京都指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営の基準に関する条例施 朩 条 (平成24年東京都規則第44号) 条 行規則(平成24年東京都規則第45号) 活 : 東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 幼 基 : 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号) 設 (平成24年東京都条例第46号) 例: 東京都幼保連携型認定こども闌の学級の編成、職員、設備及び運営の基準 支 セ 条 例 福 ホ 条 例 : 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 に関する条例(平成26年東京都条例第123号) (平成24年東京都条例第45号) 幼 保 条 則 : 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準 福 ホ 条 則 : 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 に関する条例施行規則(平成26年東京都規則第151号) (平成24年東京都規則第50号) 公 浴 例 : 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 指 居 サ 条 例 : 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する (昭和39年東京都条例第184号) 火 薬 取 則 : 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号) 条例(平成24年東京都条例第111号) 指 居 サ 条 則 : 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する 労 安 衛 則 : 労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号) 条例施行規則(平成24年東京都規則第141号) 建築物バリア: 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例

フリー条例

(平成15年東京都条例第155号)

指介予サ条例: 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定

に関する条例(平成24年東京都条例第112号)

介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準

別記4

消防同意及び使用検査において審査・検査の省略対象となる規定と審査・検査の対応

1 建築物の建築に関する確認の特例

(1) 従来

建築確認の特例については、次に掲げる①と②の建築物を対象としていた。

- ① 建設大臣が指定した規格化された型式住宅
- ② 建基法第6条第1項第4号に掲げる建築物(以下「4号建築物」という。)で建築士が設計したもの
- (2) 改正建基法2年目施行(施行日:平成12年6月1日)

建築基準法の一部を改正する法律(「平成10年法律第100号」、平成10年6月12日公布)により、「建築基準の性能規定化」、「型式適合認定制度及び型式部材等製造者認証制度等に関する部分」が建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第211号)、建築基準法に基づく指定確認資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令(平成12年建設省令第25号)、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成12年建設省令第26号)及び技術基準を定める告示とともに、平成12年6月1日から施行された。

ア これにより、「型式適合認定」及び「型式部材等製造者の認証」の制度が設けられたことに伴い、確認の特例対象となる建築物のうち前①の型式住宅が認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物等へと変更された。

型式適合認定を受けた建築物の部分を有する建築物の場合、認定の際にその認定に係る一連の規定に適合していることの審査を受けていることから、その型式に適合していることが確認されれば、建築確認・検査の際に改めて審査を行う必要はない。このことから、認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物の場合、認定に係る一連の規定(建基政令第136条の2の11に定める規定)が審査省略の対象とされた。

イ 前(1)②の4号建築物で建築士の設計によるものについては、確認・検査等の審査省略対象規定は基本的に従来と同様としている。ただし、平成10年の法令改正により、4号建築物についても高さが13m又は9mを超える組積造等の建築物について新たに構造計算が義務付けられ、また、限界耐力計算により安全性の検証を行うことが可能となったが、これらの構造計算については、一定の技術力が要求されることから、審査省略の対象としないこととされた。

2 型式適合認定制度、型式部材等製造者認証制度の概要等

- (1) 性能規定化に対応した、申請者の負担軽減、確認審査の効率化の措置を講じる。
 - ア 構造技術基準を満たす型式の標準設計仕様等の認定(型式適合認定)

(建基法第6条の4、第7条の5、第68条の10)

⇒建築確認を円滑化(認定図書との適合をチェック)

【具体例】

- ① 繰り返し使用する設計仕様書
- ② 建築物のうち、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び給水タンク、貯水タンク(屋上又は屋内にあるものを除く。)を除く。

例: 門等を除くプレハブ住宅等

- ③ 防火設備(防火戸)、屎尿浄化槽、非常用の照明装置、給水タンク等、冷却塔設備、エレベーター(昇降路、機械室以外)、エスカレーター、避雷設備。
- ④ 準用工作物である観光用のエレベーター(昇降路、機械室以外)、観光用のエスカレーター(エスカレーターのトラス又ははりを支える部分を除く。)、遊戯施設。
 - イ 規格化された型式の部材、設備、住宅等の製造者の認証(型式部材等製造者認証) (建基法第68条の11から第68条の23まで)
 - ⇒建築確認・検査を省略(マーク等の表示をチェック)(建基法第68条の20)

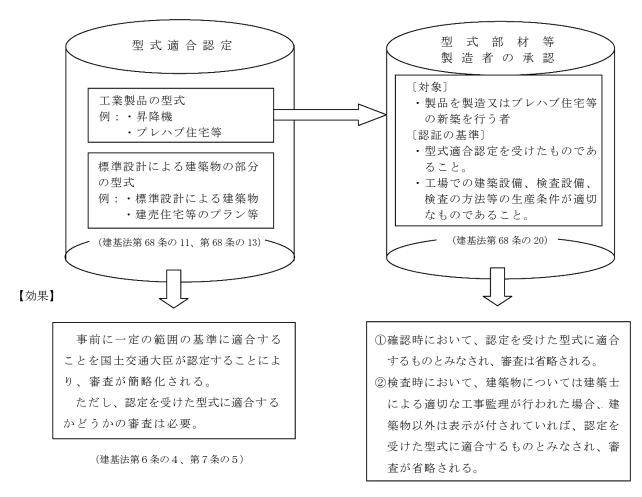
【具体例】

量産型の建築設備 (エレベーター等)、プレハブ住宅

なお、国土交通大臣は、国内外の民間機関(国内機関は指定認定機関、外国機関は承認認定機関)にこれらの認定・認証を行わせることができる。

(建基法第68条の24、第68条の25、第77条の36から第77条の57まで)

- (2) 従来の仕様規定は、性能基準を満たす例示仕様として建基政令、建設省告示で位置付ける。
- (3) 型式適合認定と型式部材等製造者の認証との関係



(建基法第68条の20)

3 消防同意及び使用検査時における審査・検査が省略される規定と審査・検査の対応

建基法第 93 条第 3 項において、建基法第 68 条の 20 第 1 項(第 68 条の 22 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が建基法第 93 条第 1 項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用するとされている。

これにより、次表に掲げる型式適合認定に係る一連の規定(建基政令第136条の2の11に定める規定)、 建基政令第10条第1項第3号及び同条第1項第4号の規定が審査・検査省略の対象とされる。

ただし、型式適合認定を受けた建築物については、型式に適合しているか否かの審査及び検査は必要である。 また、認証型式部材等を有する建築物については、建基規則第 10 条の5の 16 各号の定めるところにより、 建築士である工事監理者によって設計図書通りの工事が行われたかを確認すること。

建築物以外の認証型式部材等については、建基法第 68 条の 19 第 1 項で定める表示(建基規則別記第 50 号の 10 様式に定めるもの)を見やすい箇所に表示することとされているので、この表示を確認すること。

消防同意及び使用検査において審査・検査の省略対象となる規定一覧表(建基法第6条の4)

サケルシフ油質量 マナーハナンル カナンマヤウ			
対象となる建築物			・検査が省略される規定
【型式適合認定を受けた部分を有する建築物】		認定に係る一連の規定の 審査・検査が省略される が、型式に適合しているか 否かの審査・検査は行われ る。(建基法第68条の10)	建基政令第 136 条の 2 の 11 第 1 号に掲げるものであるもの →同号に掲げる規定 (建基政令第 10 条第 1 項第 1 号)
【認証型式部材等を有する建築物】		認定に係る一連の規定の審 査及び形式に適合しているか 否かの審査・検査が省略され る。(建基法第68条の20)	物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの
建基法第6条 第1項第4号に 掲げる建築物で 建築士の設計に 係るもの (建基法第6条 の4第1項第3 長)	宅(住宅	建基政令第10条第3号に掲 げる規定の審査・検査が省略 される。	
	の戸建住の建築物	建基政令第10条第4号に掲 げる規定の審査・検査が省略 される。	